

資料編

目 次

資料 1	和光市国民保護協議会条例	1
資料 2	和光市国民保護対策本部及び 和光市緊急対処事態対策本部条例	2
資料 3	和光市緊急事態連絡会議設置要綱	4
資料 4	市国民保護対策本部の担当業務	6
資料 4 - 1	本部会議直轄事務	6
資料 4 - 2	部の組織及び職制	7
	(1) 組織構成	7
	(2) 本部室	8
	(3) 総務部	9
	(4) 企画部	9
	(5) 環境部	10
	(6) 救助部	11
	(7) 建設部	11
	(8) 上下水道部	12
	(9) 教育部	12
	(10) 会計部	13
	(11) 議会部	13
	(12) 和光市消防団	13
資料 5	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	14
資料 6	安否情報収集様式（死亡住民）	15
資料 7	安否情報報告書様式	16
資料 8	安否情報照会書様式	17
資料 9	安否情報回答書様式	18

<資料 1> 和光市国民保護協議会条例

平成18年2月22日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、和光市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

＜資料 2＞ 和光市国民保護対策本部及び和光市緊急対処事態対策本部条例

平成18年2月22日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、和光市国民保護対策本部及び和光市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 和光市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、和光市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

- 2 和光市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 和光市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、和光市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

＜資料3＞ 和光市緊急事態連絡会議設置要綱

制定 平成18年11月10日要綱第16号

改正 平成24年 7月31日要綱第14号

改正 平成28年12月28日要綱第20号

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等（以下「緊急事態」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、適切かつ迅速に対応するため、和光市緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(対象となる緊急事態)

第2条 連絡会議の設置の対象となる緊急事態は、次に掲げるものとする。

- (1) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「法」という。）第2条に規定する武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
- (2) 法第25条第1項に規定する緊急処理事態
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な火事、爆発及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める原因によるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が緊急事態として認めたもの

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 緊急事態に関する情報の収集に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 緊急事態の対策の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急事態の対策として必要と認めること。

(組織)

第4条 連絡会議は、会長及び委員によって組織し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長 市長
- (2) 委員 副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、子どもあんしん部長、建設部長、上下水道部長、危機管理監、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が主宰する。この場合において、会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(開設期間等)

第6条 市長は、緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、連絡会議を開催する。ただし、国民保護対策本部、緊急処理事態対策本部又は災害対策本部が開設されたときは、この限りでない。

2 市長は、緊急事態が解消したと認めるとき又は国民保護対策本部、緊急処理事態対策本部若しくは災害対策本部が開設されたときは、連絡会議を閉鎖する。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

＜資料4＞ 市国民保護対策本部の担当業務

1 本部会議直轄事務

- (1) 国民保護に関する情報の収集に関すること
- (2) 市国民保護対策本部の設置、運営に関すること
- (3) 国・県からの指示及び国・県への要請並びに連絡調整に関すること
- (4) 他の市町村への要請及び連絡調整に関すること
- (5) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること
- (6) 警報の伝達に関すること
- (7) 避難の指示の伝達に関すること
- (8) 避難経路の決定に関すること
- (9) 緊急通報の伝達に関すること
- (10) 退避の指示に関すること
- (11) 警戒区域の設定に関すること

2 部の組織及び職制（平成30年1月現在）

(1) 組織構成



本部会議	市長、副市長、教育長、危機管理監、各部長等、和光市消防団
------	------------------------------

(2) 本部室 (室長：危機管理室長)

班 名	事 務 分 掌
本部班 (危機管理室長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 和光市国民保護対策本部員に対する指示、現況の把握及び指導 ② 情報分析、被害への対応行動の方針提示、実行 ③ 関係機関との調整 ④ 職員招集の発令、登庁状況の把握 ⑤ 対策本部の設置・運営、対策本部会議の開催、会議資料作成 ⑥ 国民保護協議会の開催
情報分析担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集班の収集した情報の整理・分析 ② 被災情報の県への報告 ③ クロノロジー整理 (被害対応記録の時系列整理) ④ 情報等の収集・伝達
受援調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 国、県、近隣市等との連絡調整 ② 自衛隊、警察、その他防災関係機関との連絡調整、応援要請 ③ 各種関係機関からの受援調整、リエゾンの受入調整・対応
消防団担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防・消防団との連絡調整 ② 消防団活動支援 ③ 防災行政無線その他応急無線の管理・運用

(3) 総務部 (部長：総務部長)

班 名	事 務 分 掌
本部班	① 総務部各班に対する指示、現況の把握及び指導監督 ② 総務部長支援・対策本部会議資料作成 ③ 総務部内の人的資源・物的資源等の再配分 ④ 関係機関等との調整
情報収集班	① 被害情報の収集及び調査 ・ 人的被害（死者・負傷者及び避難者の発生状況等） ・ 住家等被害（全壊、半壊、一部破壊、火災、インフラ被害等） ・ 庁舎被害 ② 安否情報の収集・提供 ③ 被害者台帳の作成
人材受援班	① 被害者ニーズの把握、受付 ② 対策本部人的資源の管理、人的受援調整 ③ ボランティアセンターの開設要請及び調整
物資受援班	① 備蓄物品の配分及び救援物資の受入、配分、避難所への輸送 ② 避難所等物資ニーズの把握 ③ 物資受援本部運営
情報通信班	① 情報通信機器等の整備・復旧 ② 情報伝達体制の確立
職員班	① 職員の被災状況（身体、家族、家屋等）調査 ② 職員の登庁状況及び勤務体制の把握 ③ 職員の公務災害等に関すること ④ 職員の給食・宿泊に関すること
人権国際班	① 被害時における人権保護に関すること ② 被害時の要援護者対策のうち、外国人に関すること

(4) 企画部 (部長：企画部長)

班 名	事 務 分 掌
本部班	① 企画部各班に対する指示、現況の把握及び指導監督 ② 企画部長支援・災害対策本部会議資料作成 ③ 企画部内の人的資源・物的資源等の再配分 ④ 関係機関等との調整
秘書広報記録班	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること ② 陳情及び見舞者等の受付に関すること
財政班	① 予算の編成、執行及び管理に関すること ② 復旧対策に関する資金に関すること
復旧復興班	① 復旧・復興事業計画の立案

(5) 環境部（部長：市民環境部長）

班 名	事 務 分 掌
本部班	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境部各班に対する指示、現況の把握及び指導監督 ② 環境部長支援・災害対策本部会議資料作成 ③ 環境部内の人的資源・物的資源等の再配分 ④ 関係機関等との調整
住民班	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺体の収容及び埋葬・火葬に関すること (遺体安置所の開設・運営) ② 帰宅困難者に関すること ③ 在宅避難者に関すること
市民相談班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策に関する市民相談窓口を開設・運営し、市民の質問等に対応 ② 専門的な事項に関する当該部署への取り次ぎ
農商工班	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工業、農作物及び農業用施設等の被害状況の把握 ② 被害農家及び被害中小企業等に関する復興融資に関すること ③ 融資関係機関との連絡調整 ④ 農協等農業関係機関との連絡調整
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害地等の消毒及び防疫 ② 工場等からの油類、薬品類その他汚染物質の排水処置対策に関すること。 ③ 消毒関係業者との連絡調整 ④ 環境汚染等に関すること ⑤ 動物保護及び危険動物対策
廃棄物処理班	<ul style="list-style-type: none"> ① 清掃施設等の被害状況の把握 ② 仮置場等の設置 ③ 一般廃棄物及びし尿の収集、運搬及び処分に関すること ④ 清掃及びし尿処理業者との連絡調整

(6) 救助部（部長：保健福祉部長、副部長：子どもあんしん部長）

班 名	事 務 分 掌
本部班	① 救助部各班に対する指示、現況の把握及び指導監督 ② 救助部長支援・災害対策本部会議資料作成 ③ 救助部内の人的資源・物的資源等の再配分
避難所管理班A ↳ 避難所管理班B	① 避難所の開設・運営 ② 避難者に対する食料・生活必需品等救助物資の交付 ③ 避難者に対する応急炊き出し
要配慮者支援班	① 老人福祉施設及び児童施設等要配慮者利用施設の被害状況の把握 ② 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導 ③ 在宅要配慮者の援護 ④ 要配慮者の実態調査 ⑤ 福祉避難所の管理・運営
保健班	① 応急救護所の開設・運営 ② 傷病者の応急手当 ③ 医師の派遣に関する事 ④ 助産に関する事 ⑤ 感染症予防対策その他保健衛生対策に関する事 ⑥ 医療機関、保健所及び薬品業者との連絡調整 ⑦ 医薬品及び衛生材料の調達及び補給

(7) 建設部（部長：建設部長）

班 名	事 務 分 掌
本部班	① 建設部各班に対する指示、現況の把握及び指導監督 ② 建設部長支援・災害対策本部会議資料作成 ③ 建設部内の人的資源・物的資源等の再配分 ④ 関係機関等との調整
土木建設班	① 公共土木施設等の被害状況の把握 ② 道路、堤防、橋梁、等の危険防止及び応急復旧に関する事 ③ 道路障害物等の除去、道路啓開・放置車両対策 ④ 水防（排水）に関する事 ⑤ 土木建設業者との連絡調整
建築班	① 住宅等の応急危険度判定に関する事 ② 被害住宅の応急修理及び障害物等の除去
都市施設班	① 公園・緑地等の被害状況の把握 ② 公園、緑地等の危険防止及び復旧に関する事 ③ 土砂災害に関する事

(8) 上下水道部 (部長：上下水道部長)

班 名	事 務 分 掌
本部班	<ul style="list-style-type: none"> ① 上下水道部各班に対する指示、現況の把握及び指導監督 ② 上下水道部長支援・災害対策本部会議資料作成 ③ 上下水道部内の人的資源・物的資源等の再配分 ④ 関係機関等との調整
水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設等の被害状況の把握 ② 応急給水所の開設・運営 (水の運搬を含む。) ③ 配水池、取水井戸等の保有水量の確保に関する事 ④ 水道施設の応急復旧
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設等の被害状況の把握 ② 下水道施設の危険防止、排水保持及び復旧に関する事 ③ 下水道の汚泥処理に関する事 ④ 下水道施設復旧用資材の調達及び補給に関する事

(9) 教育部 (部長：教育部長)

班 名	事 務 分 掌
本部班	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育部各班に対する指示、現況の把握及び指導監督 ② 教育部長支援・災害対策本部会議資料作成 ③ 教育部内の人的資源・物的資源等の再配分 ④ 関係機関等との調整
学校施設班	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育施設等の被災状況の把握 ② 避難所としての学校施設の開放に関する事 ③ 教育関係施設の応急復旧に関する事
学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急教育の実施に関する事 ② 児童及び生徒の避難、救護に関する事 ③ 児童及び生徒の健康管理に関する事 ④ 応急学校給食に関する事 ⑤ 学用品の支給に関する事 ⑥ 避難所としての学校施設における応急炊き出しの協力に関する事
社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会教育施設等の被害状況の把握 ② 避難所としての社会教育施設の開放に関する事 ③ 社会教育施設利用者の避難・救護 ④ 文化財の保護に関する事

(10) 会計部（部長：会計管理者）

班 名	事 務 分 掌
会計班	① 災害対策に必要な現金の出納に関すること ② 義援金、弔慰金等に関すること

(11) 議会部（部長：議会事務局長）

班 名	事 務 分 掌
議会班	① 議員の安否確認 ② 災害情報の収集

(12) 和光市消防団（団長：和光市消防団長）

班 名	事 務 分 掌
団本部	① 消防団の出動に関すること ② 各分団に対する指示、現況の把握及び指導監督 ③ 対策本部との調整
第1分団	① 人命の救助及び救急に関すること
第2分団	② 火災予防に関すること
第3分団	③ 行方不明者の捜索に関すること
第4分団	④ 危険物等の措置に関すること
第5分団	⑤ 障害物の除去作業の協力に関すること
第6分団	⑥ 避難誘導及び救護活動の協力に関すること

<資料5> 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

<資料6> 安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族、知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えた「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

<資料8> 安否情報照会書様式

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

和光市長 様

年 月 日

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由		
備 考		
照 会 に 係 る 者 を 特 定	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国籍（日本国籍を有しない者に限る）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

<資料9> 安否情報回答書様式

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 照 会 書

様

年 月 日

和 光 市 長

年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり
回答します。

避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住所		
	氏名		
	フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国籍		その他個人を識別するための情報	
居所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

